

入居資格（一般世帯 家族向）

申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が町田市内に継続して6か月以上居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、市営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が町田市内に継続して6か月以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
 - (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップの相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
 - (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が4（2）の高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
 - ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者（親等図の黒丸数字の範囲）
 - 3親等内の血族・姻族 …上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（親等図のすべての範囲）
 - (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者もしくは中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - (5) 上記、(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- ※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

(1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、市営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区 分	資 格 要 件																				
U R 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅 ・ 都 民 住 宅 等	家 賃 が 高 い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与・年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。																				
	U R ・ 公 社 の 建 替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにU R ・ 公社からの証明書等で証明できることが必要です。																				
	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。																				
	高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童																				
	心身障がい者 世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者																				
	多 子 世 帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。																				
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																				
公 営 住 宅 等	住 宅 が 狭 い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表未満であること。 <table><tr><th colspan="4">入居資格基準表</th></tr><tr><th>居住人数</th><th>住戸専用面積（壁芯）</th><th>居住人数</th><th>住戸専用面積（壁芯）</th></tr><tr><td>2 人</td><td>30 m²</td><td>5 人</td><td>57 m²</td></tr><tr><td>3 人</td><td>40 m²</td><td>6 人</td><td>66.5 m²</td></tr><tr><td>4 人</td><td>50 m²</td><td>7 人</td><td>76 m²</td></tr></table> ★ 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 ★ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	入居資格基準表				居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	2 人	30 m ²	5 人	57 m ²	3 人	40 m ²	6 人	66.5 m ²	4 人	50 m ²	7 人	76 m ²
	入居資格基準表																					
居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）																			
2 人	30 m ²	5 人	57 m ²																			
3 人	40 m ²	6 人	66.5 m ²																			
4 人	50 m ²	7 人	76 m ²																			
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、市営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。																					

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。